

令和7年11月吉日

お客様各位

役員・従業員の皆様

苫原拓人税理士事務所

年末調整にあたってご準備いただきたい資料

1. 令和8年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

(1) 書き方

別紙の記載例をご参照ください。

なお、前年度に弊社で年末調整を請け負わせていただきました方は、前年度データを基にした扶養控除等申告書をお渡ししますので、そちらに赤又は青のボールペンで情報の追加・訂正をお願いいたします。

申告書への押印義務は廃止となりましたので、押印は不要です。

前年度にマイナンバーを記入してくださった方は、「あなたの個人番号」の欄が「*****」となっています。その場合、マイナンバーの記入は不要です。

(2) 同居老親・同居特別障害者について

同居が要件ですので、老人ホームなど施設に入っている方は対象外となります。

(3) 障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生に該当する方がいらっしゃる場合は、必ずCの欄に記入をお願いいたします。

(4) 提出が必要でない方

他に主たる勤務先がありそちらで年末調整を行う方。

(5) 前職の源泉徴収票【令和7年度中に入社された方】

令和7年度中に入社以前に他社から給与の支給を受けていた方は前職の源泉徴収票の提出が必要です。提出がない場合はご自身で確定申告が必要です。

2. 令和7年分給与所得者の保険料控除申告書

(1) 書き方

別紙の記載例をご参照ください。

未記入ですと、控除から漏れる可能性があります。金額だけでもご記入をお願いいたします。

(2) 提出が必要でない方

生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除のいずれも使わない方

(3) 添付資料

各種控除を受けるためには記載の他に控除証明書の添付が必要です。紛失防止のため申告書の裏面にホッチキス止め又は糊付けをお願いいたします。

・生命保険料控除証明書・地震保険料控除証明書・国民年金控除証明書・小規模企業共済掛金

払込証明書等

3. 令和7年分給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼給与所得者の特定親族特別控除申告書兼所得金額調整控除申告書

(1) 書き方

別紙の記載例をご参照ください。

未記入ですと、控除から漏れる可能性があります。

配偶者控除・配偶者特別控除を受けたい方は、給与所得者の配偶者控除等申告書に配偶者の方のお名前と令和7年中の所得金額の見積額の記入をお願いいたします。

特定親族特別控除を受けたい方は、給与所得者の特定親族特別控除申告書に特定親族の方のお名前と令和7年中の所得金額の見積額の記入をお願いいたします。

配偶者、特定親族ともに、令和7年中の所得金額の見積額は、給与収入から65万円を控除した金額を記入してください。収入がない場合、またはパート・アルバイトのみの収入で年収が123万円以下の場合は0円とご記入をお願いいたします。

(2) 提出が必要でない方

配偶者控除、配偶者特別控除、特定親族特別控除、所得金額調整控除のいずれも使わない方

4. 住宅ローン控除（2年目以降）

住宅ローン控除を受けるためには一定の書類の提出が必要です。

5. 年末調整を受ける際の注意事項

各申告書の記載事項に誤りがないか、チェックをしていただく際にお使いください。

上記1～4の書類は、11月25日までに社長もしくは経理総務担当者の方へお渡しください。
よろしくをお願いいたします。

以上